

令和8年熊本地震に係る被災家屋等の自費解体・撤去に要する費用の償還に関する要綱

制定 令和8年9月8日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、令和8年熊本地震により熊本市内において損壊した被災家屋等を、熊本市（以下「市」という。）に代わって自らの費用負担によって解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下「自費解体・撤去」という。）を行うことで生活環境保全上の支障を除去した者に対して、民法第702条に基づき、自費解体・撤去に要した費用の償還（以下、「費用償還」という。）をする上で必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災家屋等 被災建築物、被災工作物等及び災害廃棄物等をいう。
- (2) 被災建築物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条の規定により令和8年熊本地震により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものとして、次のいずれかに該当する家屋、事業所等（事業の用に供する建物である場合は、中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）をいう。
ア リ災証明書（災害対策基本法第90条の2第1項に基づき市長が発行するものをいう。以下同じ。）の被害状況が、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けたもの
イ アの認定を受けることができない建築物であって、被害の状況が、リ災証明書における半壊以上の認定と同等であると市長が認めるもの
ウ ア又はイに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認めるもの
- (3) 被災工作物等 令和8年熊本地震により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的又は物的被害を引き起こすおそれがある又は生活環境保全上の支障を及ぼすと思料されるものをいう。
- (4) 被災民有地 個人又は法人（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準じる規模のその他の法人に限る。）が所有する市内に存する土地（被災家屋等が存するもの（被災家屋等が流失したものを含む。）に限る。）で、災害廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。
- (5) 災害廃棄物等 令和8年熊本地震によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が渾然一体となったものをいう。

(費用償還の対象)

第3条 この要綱に基づく、費用償還の対象となる自費解体・撤去は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該被災家屋等の所有者（所有者が死亡しているときは、相続人その他の一般承継人）又はその委任を受けた者等（以下「所有者等」という。）と自費解体・撤去を行う者（以下「解体業者等」という。）との契約が令和8年7月28日から令和8年10月10日までに締結されたもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(自費解体・撤去の対象物)

第4条 この要綱に基づく解体の対象となるものは、被災家屋等とする。

- 2 この要綱に基づく撤去の対象となる物は、被災家屋等及び被災民有地内に流入し、又は漂着した災害廃棄物等とする。
- 3 前条各号に規定する自費解体・撤去における被災家屋等の基礎部分については、地上部分及びそれに相当する部分（地上部分の解体と一体的に解体が行われるものに限る。）のうち、次に掲げるものを自費解体・撤去の対象とする。
 - (1) 戸建住宅については、3階建て以下の戸建て住宅の基礎部分に限る。
 - (2) 戸建住宅以外の建築物については、2階建てかつ高さ10メートル以下の建築物の基礎部分に限る。
- 4 前項の規定にかかわらず、庭木、庭石の類等（作業上撤去が必要なものを除く。）並びに地下埋設物及び地下構造物（ブロック塀の基礎部分を含む。）の自費解体・撤去については、費用償還の対象としない。
- 5 前項の規定にかかわらず、浄化槽の自費解体・撤去については、費用償還の対象とする。
- 6 改修工事等に伴う被災家屋等の一部の自費解体・撤去は、費用償還の対象としない。

（対象者）

第5条 費用償還を受けることができる者は、第3条に該当する自費解体・撤去を行った所有者等とする。

（費用償還の額）

第6条 費用償還の額は、第4条各項に規定する対象物の自費解体・撤去に要した費用のうち、費用償還の対象とするべき項目の金額の合計と、市が別に定める基準に基づき積算した金額の合計のいずれか少ない金額とする。

（申請手続）

第7条 費用償還を希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、自費解体・撤去に要する費用の償還申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該書類により明らかにすべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 次の表の左欄に掲げる書類

書類	その他の要件
運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の写し	原本を提示する場合については、不要。
り災証明書	空き家等により、り災証明書が発行されない場合については、不要。
被災家屋等の写真	解体前・解体中・解体後の写真 被災家屋等の全景が写ったもの（自費解体・撤去した対象が特定できるもの。） プリントアウトしたものに限る。
見積書、契約書（内訳書）	契約金額の内訳が分かるもの。 令和8年10月10日までに契約されていることがわかるもの。
領収証	解体工事に係る支払いが完了していることが確認できるもの。
マニフェスト伝票、計量伝票	仮置き場、扇田環境センター、東部及び西部環境工

	場に搬入した場合は、計量伝票 それ以外に搬入した場合は、マニフェスト伝票
--	---

(2) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類

代理人が申請手続を行う場合	委任状	自費解体・撤去に要する費用の償還申請に関する委任状（様式第2号）による。
	委任者の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日から3月以内のものに限る。
法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続を行う場合	商業・法人登記簿謄本	申請時点においてその交付の日から3月以内のものに限る。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項に掲げる書類は、原則として令和8年7月28日以降に発行された原本を提出するものとする。
- 3 第1項の申請の受付期間は、令和8年9月10日から令和8年12月10日までの間とする。
- 4 市長は、申請書及び添付書類に形式上の不備があると認めるときは、申請者に対し、その補正を求めることができる。
- 5 前項の補正は、令和9年2月28日までに行わなければならない。
(審査等)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る費用償還を決定したときは、自費解体・撤去に関する償還金交付決定通知書（様式第3号）を当該申請者に発行するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、費用償還が不相当と決定したときは、自費解体・撤去に関する償還金不交付決定通知書（様式第4号）を当該申請者に発行するものとする。
- 3 市長は、申請書類の内容について疑義がある場合その他必要と認める場合には、現地調査その他必要な調査を行うものとする。
(償還金の交付請求等)

第9条 前条第1項の規定により、費用償還の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書の発行日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 自費解体・撤去に関する償還金請求書兼口座振込依頼書（様式第5号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の請求があり、償還金の交付が相当と認められる場合は、交付決定者に対し償還金交付確定通知書（様式第6号）を発行するとともに、償還金を交付するものとする。
(費用償還決定の取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対し、費用償還の決定の一部又は全部を取り消すとともに、自費解体・撤去に関する償還取消通知書（様式第7号）を発行するとともに、既に交付されたものについては返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段によって不当に費用償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(雑則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則（令和年 9 月 8 日制定）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和年 9 月 8 日から適用する。